

学校生活のきまり



令和7年4月

豊岡高校定時制 生徒支援部

学校生活のきまり

令和7年4月

1. 学校生活の目標

- ① 基本的な生活習慣の確立、ルールの遵守、規律ある学校生活態度を身に付ける
- ② 交通安全を心掛け、交通事故を防止する
- ③ 家庭・職場及び地域の関係機関との密接な連携
- ④ 教職員、生徒相互の心の交流

2. 生活面において

- ① 服装は生徒服装基準に従い、本校生徒として品位と清潔さを保つように心掛ける。制服の変形や不適切な着こなしは禁止する。(生徒服装基準に合わせる)
- ② 室内での上着の着用は原則禁止する。体温調節や体調不良で着用する場合は、授業担当者の許可を得ること。
- ③ 頭髪の染色・脱色及びピアスは禁止する。校内でピアスをつけている場合は一時預かりとする。
- ④ 刺青は、大小関係なく禁止する。
- ⑤ 登校後、授業時間帯は校外に出ない。
- ⑥ 教室及び校内は美化に努める。
- ⑦ 授業中の飲食は原則禁止する。ただし、熱中症の危険がある場合は授業担当者に断ること。
- ⑧ 校舎や校具は大切に扱う。万一誤って破損・紛失したときは、一部または全部を弁償しなければならない。また、故意に行った場合は特別指導とする。
- ⑨ 外部の者と許可なく校内で会ってはいけない。校外行事についても同様である。
- ⑩ 23時以降の夜間外出をしない。(深夜徘徊は補導の対象となる)
- ⑪ その他、本校職員の指導・指示に従う。

3. 通学について

- ① 自転車通学をする者は、所定の用紙で自転車通学届を提出し、許可を得る。その際、許可番号鑑札は後部タイヤカバーに貼付する。(自転車保険加入義務化により、自転車保険の証券のコピー等、加入していることがわかるものを提出する)
- ② 原動機付き自転車(原付自転車)・普通自動車の運転免許を取得する者は、保護者同伴で登校し、支援部長と面談の上、所定の用紙で届け出て許可を受ける。ただし、自動二輪の免許取得は禁止する。
- ③ 原動機付き自転車(原付自転車)・普通自動車で通学する者は、支援部長と面談の上、所定の用紙で届け出て許可を受ける。
- ④ 自転車・原動機付き自転車(原付自転車)・普通自動車は所定の場所に止め、必ず鍵をかける。
- ⑤ 友人及び生徒同士の自動車の同乗での通学は禁止とする。また、それ以外の場合においても、極力避けること。
- ⑥ 自動車などでの通学について、本校の規定を守れない場合は、自動車などでの通学許可を取り消す。
- ⑦ 送迎に関しては、原則として家族のみとする。
- ⑧ 原動機付き自転車(原付自転車)・普通自動車で通学する者、または、送迎で来校する保護者は校内では原則20 km/h 以下の徐行をすること。

4. 生徒特別指導規定・懲戒規定

①生徒に次の行為があった場合は特別指導を行う。

- (1) 暴言・暴力行為及び恐怖の念を与える行為
- (2) 万引き・窃盗・強要・恐喝等の行為
- (3) 飲酒・喫煙行為
- (4) 学校施設・器物を故意に破壊する行為
- (5) 考査時の不正行為
- (6) 法律や青少年愛護条例に違反する行為
- (7) その他、本校職員の指導・指示に従わず、学校の秩序を乱す行為
- (8) 校長が必要と判断した場合

② 特別指導は、(1) 訓戒(2) 謹慎とする。

(1) は、反省文・決意書提出の上で、訓戒を行う。(2) は、行為の内容・程度及び反省状況により、期間を判断する。
謹慎期間中は毎日、反省日誌の記入と教科学習を課す。解除に当たっては、反省文・決意書を提出させる。

③ 特別指導の申し渡し及び解除は、保護者付き添いの上、校長が行う。

④ 次の各項に該当する場合、懲戒として、停学および退学を勧告する。懲戒は、校長が行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

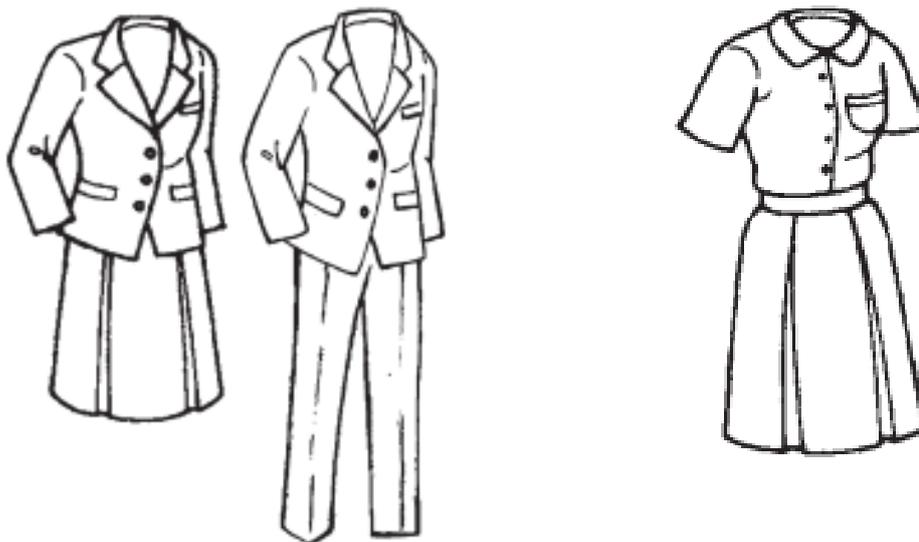
VI 生徒服装基準

- (1) 本校に通学する際の服装は、制服または私服を生徒自ら選択する。
- (2) この規定は、通学ならびに学校行事・特別活動にともなう諸行事に適用する。原則として式典や始業式、終業式については、制服またはフォーマルな服装(※)を着用する。それ以外の学校行事等で学校が指定した服装については、その服装に従う。
- (3) この規定に定めない細部については、学校の指示・指導に従う。

<制服服装基準>

		自分の体調に合わせて制服を正しく着用すること
男子	制服	<p>シャツは白カッターシャツを着用する。</p> <p>上着(学生服)を着用する場合は、常に校章を左詰襟につける。</p> <p>上着の下にカーディガンの着用を認める。(注)</p>
		<p>ズボンには黒色の長ズボンを着用する。</p>
女子	制服	<p>ブラウスは白色を着用する。</p> <p>上着を着用する場合は学校指定のものを着用し、常に校章を左襟につける。</p> <p>上着の下にカーディガンの着用を認める。(注)</p>
		<p>スカートは黒色で箱ヒダスカート(ヒダ数前後2つ)とする。</p> <p>スラックスは黒色でフォーマルなものとする。</p>
履物		校舎内は学校指定の上履きを使用する。
頭髪		パーマメント・脱色・着色などの特異なものは禁止する。
体育服装		指定した体操服を着用する。
(注) カーディガン		<p>華美でない単色で無地のもの。</p> <p>(紺・茶・黒・薄橙色・灰色は可。青・赤・黄色などは不可。)フード付きのものは認めない。</p>
その他		体温調節のため上着を着用する場合は、必ず学生服またはブレザーの上から着用すること。

○女子服装図



上着

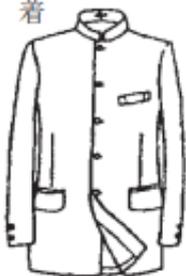
- ・背広型（背縫をつける）
- ・シングル3つボタン
- ・襟は普通テラーカラー

スカート

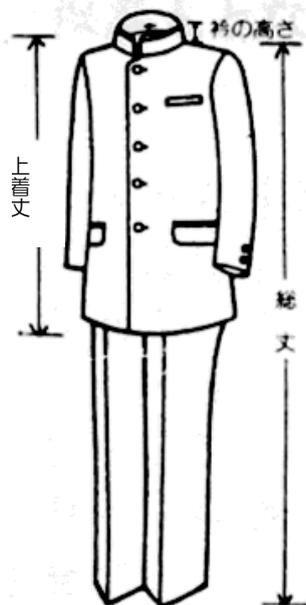
- ・ボックスプリーツ前後2本
- ・スカート丈の目安床上りは踵から30cm以上ひざ下5cmの間とする。

○男子服装図

上着



ズボン



上着丈

上着丈は総丈の2分の1±2~3cmが標準です。
ただし、新入時は大きめのサイズを購入するので少し長めです。

<私服服装基準>

(1) 私服で登校する場合は、以下の項目を前提として学校生活に支障が出ないものとする。

- ・学習するのにふさわしい服装であること。
- ・定時制に在籍している間に、社会人としての基本的なマナーを身につけさせる。

(2) 私服の規定については以下に定める。

- ・登校したら名札をつける。
- ・過度な露出をしない。
- ・太ももが隠れる長さのパンツ、スカートを着用する。
- ・膝より上にダメージ加工が施されているパンツは着用しない。
- ・靴下を必ず着用する。(パンスト、ストッキング、タイツ可)
- ・帽子やマフラー、ダウンやコートなどは原則校舎内では脱ぐ。
- ・フード付きの服のフードは授業中被らない。
- ・化粧をする場合は就職の面接で耐えうる範囲で行う。
- ・つけ爪はつけない。長い爪は切る。

(3) 上記以外のこの規定に定めない細部については、学校の指示・指導に従う。

制服などは次の指定の店で購入する。

制服等指定店	制服 操服	全但スポーツ	豊岡市京町8-9	TEL 23-6565
	体育館シューズ			
	校章・金ボタン	トミヤ帽子店	豊岡市京町8-12	TEL 22-3266
	上履き	植村靴履物店	豊岡市千代田町2-20	TEL 22-2775

※フォーマルな服装について

基本となる考え方：社会人として面接を受けるときに相応しい服装

(例)



校章



- 上下統一した色で、黒など制服と同系色のものを着ること。
- 上着を着るときはネクタイを身に付けること。(男性)
- 校章は上着の左襟に付けること。

